

一般社団法人日本レーザー歯学会専門医制度規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 日本レーザー歯学会(以下「本学会」という)の制定する専門医制度は、レーザー歯学の専門的知識と臨床技能を有する日本レーザー歯学会専門医(以下「専門医」という)の養成と、その生涯にわたる研修を図ることにより、医療水準の向上と普及を図り、もって保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため本学会は、日本レーザー歯学会指導医(以下「指導医」という)、専門医及び認定医を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 本学会は、本制度の実施運営するため認定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

第2章 認定委員会

(業務、委員)

第4条 委員会は、認定医の資格、専門医の資格、指導医の資格、研修施設等の適否を審査し、理事会に報告する。また認定研修課程の基準作成にあたりとともに、専門医面接試験ならびに専門医症例試験を行う[専門医制度施行細則(以下「細則」という)第5条]。

- (1) 委員会は10名程度で構成する。
- (2) 前項の委員は、理事及び代議員で、指導医もしくはこれと同等以上であると委員会で認められたものでなければならない。
- (3) 委員会の委員(以下「認定委員」という)の任免は、理事会の議を経て理事長が行い、委員長は理事会の議を経て理事長が、副委員長は委員長が指名する。
- (4) 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定研修施設(研修施設)

(研修目的)

第5条 認定研修は、認定研修施設(以下「研修施設」という)で、認定医及び専門医資格申請者及び同更新希望者に対し、レーザー歯学に関する診断と治療のための医療技能及びレーザー防護に関する知識を修得させることを目的とする。また、他科からの要請に応じて適切な助言ないし指示を与える能力の養成も目的とする。

(研修施設の申請資格)

第6条 研修施設は、次の各号のすべて該当するものでなければならない。

- (1) 指導医1名以上が常勤する診療所または病院など診療機関
- (2) 薬事承認された歯科用レーザー機器が設置されている診療機関
- (3) 医療安全、院内感染対策に関する研修会または講習会が定期的に開催されている診療機関、なお、小規模な診療所にあつては、指導医も含めた診療所勤務者が本学会、歯科医師会、大学等が開催する医療安全、または院内感染対策等の研修講習会に定期的に参加できることでこれを満たす。
- (4) 以上(1)～(3)の項目が3年以上にわたり継続的に満たされる。

(研修施設の申請手続き)

第7条 研修施設の申請手続きは、施設に所属する指導医が別に定める申請書類を提出しなければならない。(12号様式)

(研修施設の指定、更新及び登録)

第8条 本学会は、基準を満たしていると認めた施設を研修施設と認定し、本学会研修施設として委託する。

- 2 研修施設に認定された診療機関の指導医は、所定の書式を整えて本学会に登録申請を行わなければならない。
- 3 研修施設は、10年ごとに指定の更新を受けなければならない。(12号様式)
- 4 本学会は、登録申請に基づき研修施設の認定、登録を行い、認定証を交付し、本学会誌等に研修施設名を掲載し、理事会及び総会で報告しなければならない。

第4章 専門医資格

(専門医の申請資格)

第9条 専門医の資格を申請する者は、以下の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
- (2) 専門医の申請時に、認定医に登録後3年以上継続して本学会会員であること。
- (3) 細則第18条に定める所定の研修単位を満たした者
- (4) 細則第19条に定める業績を満たした者
- (5) 現在、レーザー歯科治療に携わっている者

(専門医認定の申請手続き)

第10条 専門医の資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、細則第8条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(専門医認定の書類審査と試験)

第11条 委員会は、専門医認定の申請書類を審査し、基準を満たしていると認められた者に対して、認定試験(以下「試験」という)を実施する。

- 2 試験は、面接試験、症例試験により行う。
- 3 試験の実施方法については別途定める。

(専門医の認定及び登録)

第12条 本学会は、試験の合格者を、理事会の議を経て専門医と認定する。

- 2 専門医と認定された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請(11号様式)を行わなければならない。
- 3 本学会は、登録申請に基づき専門医登録を行い、認定証及び更新に必要な書類を交付し、本学会誌等に専門医氏名を掲載し、理事会、及び代議員会で報告しなければならない。

第5章 指導医の認定

(指導医認定の申請資格)

第13条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のいずれかを満たす専門医でなければならない。

- (1) 10年以上の専門医歴を有し、その間に本学会誌に3編以上の研究論文発表があり、委員会の推薦を経て理事会で承認を受けた者
- (2) 5年以上の専門医歴を有し、その間に5編以上の研究論文の発表があり、委員会の推薦を経て理事会で承認を受けた者。研究論文のうち2編は本学会誌に掲載され、そのうちの1編は筆頭著者であること(5編すべて本学会誌も可)
- (3) 委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者

(指導医認定の申請手続き)

第14条 指導医の資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、細則第9条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指導医の申請及び登録)

第15条 本学会は、指導医資格審査の合格者を理事会の議を経て指導医と認定する。

- 2 指導医と認定された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請(11号様式)を行わなければならない。
- 3 本学会は、登録申請に基づき指導医登録を行い、認定証を交付し、本学会誌に指導

医氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

(業務)

第 16 条 指導医は、以下の業務を行う。

- (1) 認定研修施設における課程作成への参画
- (2) 認定医、専門医並びに認定・専門医資格取得希望者への指導
- (3) 研修単位の認定
- (4) 研修施設の指定申請及び指定更新の申請
- (5) その他、研修に必要な事項

第 6 章 専門医及び指導医の資格更新

(専門医及び指導医資格の認定期間)

第 17 条 専門医及び指導医資格の認定期間は 5 年間とし、引き続き認定を希望する者は、5 年毎に更新を行わなければならない。原則として、指導医は、専門医の更新をすれば指導医も更新されたものとする。

(専門医資格更新の申請)

第 18 条 専門医資格更新の申請者は、認定期間の 5 年間に細則第 20 条に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 19 条 専門医資格の更新申請者は、更新手数料（審査料を含む）を添え、細則第 11 条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指導医資格更新の申請)

第 20 条 指導医資格の更新申請者は、専門医更新時に同時に行い、更新手数料（審査料を含む）を添え、細則第 12 条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 7 章 専門医、指導医及び研修施設の資格喪失・復活

(専門医及び指導医の資格喪失及び復活)

第 21 条 専門医及び指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会及び代議員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 本学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 専門医の更新手続きを行わなかったとき
- (5) 専門医もしくは指導医として不適格と認められたとき
- (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき

2 前項第 5 号又は第 6 号に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない。

3 本条第 1 項第 4 号の専門医及び指導医は、次に該当するときは、委員会、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

(1) 資格喪失から 1 年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。

4 委員会が認めたときは、専門医及び指導医の資格復活のための試験を受けることができる。

(1) 試験は筆記試験、症例試験などにより行い、実施方法については委員会が別途定める。

(2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

(復活が認められた専門医の登録)

第 22 条 本学会は、前条第 3 項及び第 4 項により専門医資格の復活が認められた者を、専門医と認定する。

2 専門医と認定された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請（11 号様式）を行わなければならない。

- 3 本学会は、登録申請に基づき専門医登録を行い、認定証及び更新に必要な書類を交付し、本学会誌等に専門医氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

(専門医資格辞退後の認定医継続)

第 23 条 専門医の資格を辞退する者は、所定の手続きを経て認定医を継続することができる。

(研修施設の資格喪失及び復活)

第 24 条 研修施設は、次の各号のいずれかに該当するとき、委員会、理事会及び代議員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 指定の必要条件を欠いたとき
- (2) 指定の更新を行わなかったとき
- (3) 研修施設として不適格と認めたとき

- 2 研修施設は、喪失の事由が消滅したときは、再び資格の申請をすることができ、委員会及び理事会の議を経て、その資格の復活ができる。

(復活が認められた研修施設の指定及び登録)

第 25 条 本学会は、前条第 2 項により研修施設資格の復活が認められた施設を、研修施設と認定する。

- 2 研修施設の復活が認定された施設の指導医は、所定の書式を整えて本学会に登録申請を行わなければならない。

- 3 本学会は、登録申請に基づき復活が認められた研修施設の登録を行い、認定証を交付し、本学会誌等に研修施設名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

第 8 章 補 則

(異議申し立て)

第 26 条 本学会会員は、委員会の決定に関する異議は書面をもって本学会理事会に申し立てることができる。

(運営)

第 27 条 委員会の運営に関しては、細則に定める。

(審査料等)

第 28 条 審査及び登録に要する費用は、細則に定める。

(規程の改正廃止)

第 29 条 この規則を変更する場合は、委員会の議を経て、理事会、代議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2013 年 9 月 28 日に制定し、施行する。

ただし、本規則は経過措置として 2 年間の暫定期間を設け 2015 年 9 月 28 日から本格施行する。暫定期間中に専門医、指導医の申請を行う場合には前認定医制度規則を適用し、認定医を専門医に読み替える。

2. この規則は、2014 年 5 月 17 日に改正し、この日より施行する。